

平成 21 年 2 月 24 日

会社名：株式会社ネクストジェン

代表者名：代表取締役社長 大西 新二

(証券コード番号:3842)

問合せ先：取締役 管理本部長 亀田元之

(TEL. 03-3234-6855)

各 位

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年3月26日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年日法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。) 附則第6条第1項の定めにより、当社は平成 21 年 1 月5日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条(株券の発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、株券電子化への対応及びその他形式的な整備等を行うものであります(変更案第8条第1項、同第3項、第 13 条第1項)。
- (2) また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日(平成 21 年1月5日)の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できるようにするものであります(変更案第 7 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 21 年 3 月 26 日(木)

定款変更の効力発生日(予定) 平成 21 年 3 月 26 日(木)

以上

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式</u>主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日までを効力を有し、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以上